

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

前ページによる。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」という。）による。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印又は・印があるものは、○印の付いたものを適用する（・印は適用しない。）。

2 管理技術者の資格要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士の資格を有する者又は建築設備工事設計業務に係る実務経験を 10 年以上有する者とする。

3 照査技術者

約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

4 担当技術者

(1) 次の担当技術者の配置を必要とする。

- ・ 建築（総合）
- ・ 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

担当技術者の分担業務分野毎の業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計を取りまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備に関する設計
機械設備	建築物の機械設備（給排水設備、空調換気設備等）に関する設計

(2) 次の担当技術者は兼務できるものとする。

- ・ 建築（総合）及び建築（構造）
- 電気設備及び機械設備

(3) 各担当技術者は次の技術者を兼務できるものとする。

- 管理技術者
- ・ 照査技術者

5 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- 実施設計
- ・ 建築（総合）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・ 建築（構造）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - 電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - 機械設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）

※ 実施設計の一般業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「告示」という。）の別添一第 2 項に掲げるものとし、範囲は、別表第 1 のとおりとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 建築積算業務 積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
- 電気設備積算業務 積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
- 機械設備積算業務 積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成、積算数量調書の作成、単価の決定
- ・ 透視図作成〔種類（彩色）判の大きさ（A3）、枚数（3枚）
額の有無（有）及び材質（アルミ枠）〕
- ・ 透視図の写真撮影〔カット枚数（1枚）判の大きさ（24×36以上）及び
白黒・カラーの別（カラー）〕
- ・ ボリューム検討用模型製作〔景観検討用（縮尺：1/500）、
ファサード検討用（縮尺：1/200）、主要材料（スチレン等）（提出不要）〕
- ・ 完成型模型製作〔縮尺（1/300）、主要材料（アクリル板等）
ケースの有無（有）及び材質（アクリル板等）〕
- ・ 模型の写真撮影〔カット枚数（4枚）、判の大きさ（サービスサイズ）及び
白黒・カラーの別（カラー）〕
- ・ 確認申請手続き業務
- ・ 中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- ・ 営繕事業広報ポスターの作成
- ・ 建築物の利用に関する説明書の作成
- ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・ 日影図の作成
- ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ・ アスベスト成形板等の分析
今回の設計に基づく改修又は取壊し工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、監督員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。なお、費用は見込んでいないので実費を変更追加する。
- ・ 増築等における既存部分の構造検討
- ・ 増築等における既存部分の熱源検討
- ・ 消防局との協議
- ・ 消防設置届等の手続き業務
- 内訳明細書の作成
- ・ 電力会社との協議
- 現場調査
- ・ 医療法に基づく申請業務
- ・ 放射線防護検討
- 施設管理者又は使用者等との調整（病院及び医療機器メーカーとの協議等）
- 改修にあたっての設計方針の提案（技術的見解での改修方法の提案等）
- ・ 改修に伴う既設設備移設・再利用計画の検討（空調設備・電気設備・ケアユニット等）
- ・ 病院所有既設図面データ修正更新（改修工事範囲）
- ・ 省エネ効果の算定（改修工事範囲）

6 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 調査員の指示により、「設計説明書」に記入のうえ、監督員に提出する。

(2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他（関係者と協議を行った場合）

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。

ア 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ・グリーン庁舎基準及び同解説（官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説）
 - ・グリーン診断・改修計画基準及び同解説
 - ・省エネルギー建築設計指針
- 建築設計基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書
 - ・部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅建設工事共通仕様書別冊）
 - ・建築物解体工事共通仕様書
 - ・広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き（広島市社会局）
 - ・公共施設バリアフリーデザインマニュアル（広島市社会局）
 - ・排水設備の手引き（広島市下水道局）
 - ・広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン（広島市都市計画局建築部）
- 広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）
 - ・市有建築物省エネ仕様（広島市都市整備局）

イ 建 築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築構造設計基準
- ・建築鉄骨設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・広島市総合サイン計画サインデザインマニュアル（広島市都市計画局）
- ・案内表示板整備改善マニュアル（広島市総務局）

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式
- ・建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- ・公共建築見積標準書式集（建築工事編）
- ・公共建築改修工事の積算マニュアル
- ・建築工事積算マニュアル（広島市）

・貸与

エ 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引
 - ・業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- 機械設備工事機材標準図（広島市）
- ・給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
- 病院設備設計ガイドライン（一般社団法人医療福祉設備協会）

・貸与

・貸与

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- 機械設備工事積算マニュアル（広島市）
- 電気設備工事積算マニュアル（広島市）

・貸与

・貸与

(5) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
適用基準等のうち、・貸与に◎印の付いたもの ◎既存図	◎貸与

(6) 電子納品（基本設計業務は対象外とする。）

- 本業務は、電子納品対象業務とする。
 - a. 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。
 - b. 業務の着手前に必ず監督員と電子納品について事前協議を行うこと。
 - c. 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。
 - d. 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする）で2部提出する。
 - e. 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

f. 成果品として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市立病院機構委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

(7) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載すること

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容

ただし、主たる分担業務分野（建築分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

エ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

オ 業務工程表

カ 業務実施体制

キ その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

(8) 業務設計内容

設計の内容は次のとおりである。

ア 本館水冷式ブラインチラーユニット改修工事

区分	内 容
建築	対象なし。 ただし、配管工事に伴う天井剥ぎ取り・復旧、屋内機設置に伴う天井剥ぎ取り・天井開口補強、屋外機基礎工事がある場合には、機械設備の範囲とする。
機械	【水冷式ブラインチラー】 1 ブライン/水ダブルクーラー型 1 台 （No. 1）をブラインチラーへ更新 2 ブライン/水ダブルクーラー型 1 台 （No. 2）をチリングユニットへ更新 3 氷蓄熱制御盤、冷水切替弁 2 台、氷厚スイッチ 4 台更新 4 機器廻り配管の改修一式
電気	上記に伴う電源工事一式

イ 本館 8 階電気室ヒートポンプパッケージエアコン改修工事

区分	内 容
建築	対象なし。 ただし、配管工事に伴う天井剥ぎ取り・復旧、屋内機設置に伴う天井剥ぎ取り・天井開口補強、屋外機基礎工事がある場合には、機械設備の範囲とする。

区分	内 容
機械	【空冷冷専床置ダクト型】 1 冷房能力 71,000Kcal/h×1 台 2 配管改修一式
電気	上記に伴う電源工事一式

ウ 本館OP2室ファンフィルターコイルユニット改修工事

区分	内 容
建築	対象なし。 ただし、配管工事に伴う天井剥ぎ取り・復旧、屋内機設置に伴う天井剥ぎ取り・天井開口補強、屋外機基礎工事がある場合には、機械設備の範囲とする。
機械	【OP2室内ファンフィルターコイルユニット】 1 ファンフィルターコイルユニット×4 台更新 2 HEPA フィルターユニット×2 台更新 (HEPA フィルター 100%予備) 3 天井パネルの撤去、新設 4 点滴レール, ランナーの撤去、新設 5 冷水 (温水) 配管にバルブ取付 6 清浄度測定
電気	1 無影灯取外し、再取付 2 照明器具の取外し、再取付 3 上記に伴う電源工事一式

エ 福利厚生棟ガスヒートポンプエアコン改修工事 (その2)

区分	内 容
建築	対象なし。 ただし、配管工事に伴う天井剥ぎ取り・復旧、屋内機設置に伴う天井剥ぎ取り・天井開口補強、屋外機基礎工事がある場合には、機械設備の範囲とする。
機械	【ガスヒートポンプエアコン】 1 ACP-3、ACP-7、ACP-8 屋外機、屋内機一式更新 2 配管の既存再利用が可能な場合は、再利用とする。
電気	上記に伴う電源工事一式

6 成果物、提出部数等（○印のついたものを適用する）

(1) 実施設計

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
<p>ア 電気設備</p> <p>○ 電気設備設計図 特記仕様書 工事区分表 敷地案内図 配置図 電灯設備図（系統図共） 動力設備図（系統図共） 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備 構内配電線路図 構内通信線路図 撤去図</p> <p>・ 昇降機設備設計図 特記仕様書 工事区分表 昇降機設備図 撤去図</p> <p>○ 電気設備設計計算書</p> <p>・ 昇降機設備設計計算書</p> <p>・ 確認申請図書</p> <p>・ 中高層建築物の届出書</p> <p>・ 消防設備計画書</p>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 部</p> <p>各 部</p> <p>各 部</p>	<p>2 部</p> <p>部</p> <p>2 部</p> <p>部</p> <p>2 部</p> <p>2 部</p> <p>2 部</p>	<p></p> <p></p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p>

成果物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
エ その他			
・ 防災計画書	各1部	部	A4判
・ 省エネルギー関係計算書(申請書共)	各1部	部	A4判
・ コスト縮減検討書	各1部	部	A4判
・ リサイクル計画書	各1部	部	A4判
・ 設計説明書	各1部	部	
◎ 概略工事工程表	各1部	部	
・ アスベスト成形板等調査表	1部	部	
・ 設計内容の意図伝達計画書	1部	部	
・ テレビ電波受信状況調査報告(一般電界強度測定及び画像評価)	各1部	部	
・ テレビ電波受信障害範囲予想図	各1部	部	
・ 医療法申請に必要な添付図書	各1部	部	
◎ 設計図書製本	各1部	部	
・ 工事中における安全上の設置等に関する計画の届出(建築基準法第90条の3)	各1部		
・ 改修手順書	各1部		
◎ 契約用製本	2部		A4判
◎ 入札用図書	一式		
オ 資 料			
◎ 各種技術資料	一式	部	
・ 構造計算データ	一式	部	
◎ 各記録書	一式	部	
・ 建築工事積算チェックリスト			
・ 建築工事積算チェックシート			
・ 電気工事積算チェックシート			
・ 機械工事積算チェックシート			
◎ 現地調査写真	一式		
◎ CADデータ	一式		

- 注) 1 設計図は、適宜、追加してもよい。
2 成果物のとりまとめ方法は、監督員の指示による。
3 設計図の成果物は、業務にあわせて作成のこと。
4 設計図の提出は、CADデータ(JW-CAD及びAUTO-CADで閲覧が可能なこと)及びPDFデータ(A3サイズ、解像度300~400dpi程度)とする。

(2) 設計原図の材質等

- ア 設計原図の材質 上質紙
イ 設計原図の大きさ A2判 (提出サイズは監督員と協議とする)

7 積算根拠(基準・単価)

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」(いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部)に準拠している。
(2) 令和5年4月以降の単価により委託費を算出している。

8 その他

- 本業務は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に、登録手続きを
・ 行う。 ◎ 行わない。

別表第 1

1 実施設計に係る一般業務の範囲 (建築・電気設備・機械設備)

告示 98 号の業務内容		業務の内容	適用	備考
要求等の確認	発注者の要求の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再度確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	有り	
	設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。	無し	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	有り	
	確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	無し	
実施設計方針の策定	総合検討	意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を策定する。	有り	
	実施設計のための基本事項の確定	事前に発注者と協議し合意に達しておく必要があるもの及び基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	有り	
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。	有り	
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料及び設備機器等の種別等を具体的に表現する。	有り	
	建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知を作成する。	無し	
概算工事費の検討		実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	無し	
実施設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	有り	

告示98号の業務内容	業務の内容	適用	備考
設計意図を正確に伝えるための質疑応答	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。	無し	
工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。	無し	

2 実施設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）※1以外

業務項目	業務の内容	適用	備考
コスト削減の検討	監督員と協議し、実施設計段階でのコスト削減事項を工事ごとにとりまとめ提出する。	無し	
仮設計画図の作成	概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。	無し	
アスベスト成形版等の図示	監督員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有材の使用範囲を図示する。	無し	
設計説明書の作成	実施設計内容の発注者への説明等で、監督員が指示する内容について、実施設計説明書（各種技術資料とも）としてとりまとめる。 あわせて、実施設計説明書の概要版を作成する。	無し	
設計内容の意図伝達計画書	工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図の伝達のために確認を要する以下の内容に該当する施工図等を計画書としてとりまとめる。 ・設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等。 ・意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等。 ・監督員が必要と判断し、指示した施工図等。	無し	
官公庁等申請書類資料作成業務	監督員が指示する官公庁等申請書類資料の作成を行う。	無し	